

川越市上下水道局庁舎の開庁時間を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市上下水道局庁舎の開庁時間に關し、必要な事項を定めるものとする。

(開庁時間)

第2条 上下水道局庁舎の開庁時間は、別に定めるものを除き、午前8時45分から午後4時30分までとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。